

第 64 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 29 年 1 月 19 日（木） 午後 1 時から午後 4 時 10 分まで

2 開催場所

盛岡市中央通 1 丁目 1-38 エスポワールいわて 特別ホール

3 出席者

【委員（11 名） 敬称略・五十音順】

伊藤 歩

久保田 多余子

齊藤 貢

佐藤 きよ子

島田 卓哉

鈴木 まほろ

鷹觜 紅子

高根 昭一

平井 勇介

平塚 明

由井 正敏

【事務局】

参事兼県民くらしの安全課総括課長 田中 耕平

環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 藤村 朗

その他関係職員

【事業者】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

インベナジー・ジャパン合同会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中 11 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

(1) 「(仮称) 折爪岳北風力発電事業環境影響評価方法書」

[会長]

それでは、議事の一番目、「(仮称) 折爪岳北風力発電事業環境影響評価方法書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)から、方法書の概要等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとの話がありましたが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から説明をお願いいたします、30分程度でよろしくをお願いします。

[事業者]

(事業者から、方法書の概要等について説明がありました。)

[会長]

はい。それでは、一通り希少種以外の部分についてご説明いただきました。

それでは、希少種以外の部分で、事前質問に対する回答の部分につきまして、更に再質問等があれば、お願いします。

[伊藤委員]

3番に関連してなのですが、地図上に浄水場の位置を示して頂いたのですが、浄水場の水源といますか、取水の位置も示して頂きたかったのですが、それは、同じ位置という理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

同じ地点になっております。

[伊藤委員]

では、これは、地下水ではなく表流水ということですか。

[事業者]

表流水を使っています。

[伊藤委員]

分かりました。ありがとうございました。

[会長]

他にございますか。

7 番の質問は、私が出しましたけども、土石流危険区域ですね。本編の 163 ページに図がございます。黄色い枠のところは北部、中部ですね。それから、多分、地すべり危険区域というのが、中間にかかっていますけども、この指定区域というのは、風力に限らず、一般的な開発が可能なのでしょうか。事業者さんわかりますか。

[事業者]

流域の下の方の、オレンジ色に塗られているところが、実際に危険箇所指定されている流域に当たるところでございまして、黄色で塗られている部分は、その上流に当たる、位置することを示したものでございまして、実際に危険な区域として、地域指定がされているということではなくて、関係機関と協議しながら進めていくというのはもちろんですが、ここで風力発電事業を計画してはいけないということではないと理解しております。

[会長]

そうですか。

これはどこに届出ののですか。県ですか。地元市町村ですか。

[事業者]

おそらく、県の方になると思います。

[会長]

県の方にですね。分かりました。

他に再質問はないですか。よろしいですか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、一般の方や、市町村長からも色々な意見が出ていますが、それらを踏まえて、皆様の方から最初に質問をお願いします。

一番最初に、二戸町長から、藩の境界がありますよという意見が、資料 2-1 に載っていますね。資料 2-1 の 2 番目に、藩境塚が設けられているとありますが、この位置は、どこかわかりますか。

[事業者]

こちらにつきましては、以前から、このようなご指摘を受けておりまして、現在、関係する市町村で、調査を終えているところと、これから調査をするところがあります。

二戸市は、まだ具体的なことは聞いていないのですが、直径 2m とか、1m 強の、スコップで盛り上げたような土がありまして、それが藩境塚ということで、昔の藩の境目ですよという印らしいのですが、それらを避けて風車を建てて下さいというような、やり取りを現在していま

すので、それを避けて、配置計画を立てることで進めておりまして、それぞれの関係する市町村の関係部局と、協議をしながら進めている状況です。

[会長]

調査そのものはどちらがやるのですか。事業者ですか。

[事業者]

役所の方でやります。

[会長]

そうですか。わかりました。

では、皆様の方から質問の方をお願いします。

はい、鷹嘴委員、お願いします。

[鷹嘴委員]

308 ページと、309 ページには、景観地点が、312 ページには、「人と自然との触れ合いの活動の場」が書いてあるのですが、先程の質問の1のところ、事業区域への工事車両の搬入路というのは、395 号線を使われると。それから、対象事業地域内の、工事車両の交通する道路は、新たに設置を考えておられるのですか。

[事業者]

はい。そのような形になりますが、既にある林道等を使えばそちらを使って、伐採の面積が減るように配慮して、それについては、もちろん、関係機関と協議をしながら進めていくということで考えております。

[鷹嘴委員]

まず、お聞きしたいのが、この間、現地調査に参加させて頂きまして、その時に、折爪岳の山頂から、県北青少年の家まで移動したのですが、その道路が、おそらく、この人と自然との触れ合いの活動の場を繋ぐ場所といたしますか、一般の観光客であるとか、そういう方々が利用する道路なのではないかなと思います。

もしかしたら、その道路と、工事用車両が重なるようなことは、考えられますか。

[事業者]

この前、折爪岳の山頂からの移動の時に使った道路ですか。

[鷹嘴委員]

そうです。

[事業者]

その中で、一般車両の1、2台の通行はあるかもしれませんが、主だったトラックとかは、その道路は通らないようにする予定です。

例えば、308 ページの県北青少年の家のすぐ左の道路は、拡幅する可能性があるということで、エリアに加えておりますので、この既存の道路につきましては、通る可能性があるということで考えております。

[鷹嘴委員]

わかりました。

あと、今回、ローターの直径が、82mから104mということですので、そうすると、ブレードの1枚あたりの大きさが、凄く大きいのではないかという気がするのです。40mから50m近くでしょうか。その移動というのはどのように考えていらっしゃるのですか。

これを、風車の設置場所まで、395号線から対象事業実施区域内に入って、その中を、仮設の道路とか、工事車両用の道路を作って運ぶとなると、かなり拡幅しなければならないのではないかという気がするのですけれども。その辺の考えを教えてください。

[事業者]

どちらかというと、幅より、車両の長さの方が長いです。

それは、縦に移動出来ればいいので、他の所を使うよりは、実施区域内に道路を付けて、移動する方が望ましいので、そういう形になりますが、道路につきましては、例えば、工事の時に、ある程度広く取らなければならないということがありましたら、後で、両サイドを拡幅した後、植林するかもしれませんが、メンテナンス等で運ぶことも考えられますので、幅員は、4m前後になる予定です。

[鷹嘴委員]

そうですか。

その程度で可能なのですか。

[事業者]

元々、車自体の横幅は、それ程大きく出来ませんので、ブレードは、長さはありますが、横幅を大きく取るというものでもありませんので、どちらかというと、電車みたいに、長いものが通っていくイメージです。

後は、通る場所によっては、曲がりにくかったりしますので、ブレードを真横に置いたり、機械で上げて運ぶ運搬機械もありますので、そういった物を使いながら、必要に応じて、移動することを考えております。

[会長]

他にございますか。

はい、島田委員。

[島田委員]

89 ページなどで分かるのですが、植生自然度9の地域が、1箇所、今話題になっていた県北青少年の家のすぐそばにあります。これは植生図を見ると、多分広葉樹林だと思いますが、丁度、搬入路の範囲にかかる所ですので、ここへの配慮はどのようになっているのか、タービンの設置が計画されているのか、といった点について、お聞きします。

[事業者]

植生自然度9の場所ですが、ここには、風車そのものは配置しないような方向で考えております。

今、実際にどのような植生が分布しているのかを調査しており、その結果次第になるかと思いますが、搬入路の北側部分は植生がない部分と考えておりますので、実際に調査をして、基本的には、植生自然度9の部分は改変しないような考え方で計画しております。

[会長]

はい、平井委員、お願いします。

[平井委員]

二つほどお聞きしたいのですが、まず1つ目は、市民の森についてです。

現地調査の時に、確か、複数の土地の所有者がいて、なかなか難しい場所であるというようなニュアンスのことを聞いた記憶があるのですが、今現在、所有者の方々との話し合いがどのぐらいまで進んでいるのかといったことを教えて頂きたいといったことが一つです。

それから、2点目なのですが、騒音の調査方法についてなのですが、272 ページに、例えば、「環境2」という調査地点について、設定根拠に、「北東側の地域を代表する地点として設定した。」とあるのですが、地域の人達の納得というところにポイントを置いた時に、風力発電機の設置区域の近くに測定ポイントを置くというのは一つの考え方かと思いますが、いずれの測定地点も、離れた場所に設定しているという点についての考え方、根拠をお聞かせください。

[由井会長]

はい、事業者、お願いします。

[事業者]

まず、市民の森の件については、基本的に、国道395号線から、尾根に直接、輸送用トレーラーを入れるための道路を新設しようと考えておりまして、その道路は、市民の森を直接通ることは計画しておりません。

ですので、今の所、市民の森の所有者の方々に関しては、調査の段階に留めているという状況です。

二つ目の質問に関しては、基本的に、騒音や超低周波音の調査につきましては、保全対象として住居を考えておりますので、そういった集落を中心とした調査地点を設定しております。

[由井会長]

平井委員、離れてというのは、どちらに離れているということでしょうか。

[平井委員]

集落を対象とするとした場合に、集落の中でも、家が離れて成り立っている集落もあれば、固まってできている集落もあると思うのですが、集落の中でも、事業実施区域に一番近い集落もありますよね。そこが、騒音の影響が激しいと想定されますよね。しかしながら、ここには、中心付近に、測定ポイントを置くというように書いてありますよね。

一番近いところにポイントを置くのではなくて、集落の中心の方に置いてしまうと、結果的に、事業実施区域から離れた場所で測定することになってしまうのではないかと思うのですが、それは、一つの考え方としてはありだとは思いますが、住民の納得という観点で考えた時に、一番近いところを測定ポイントにしても良いのではないかという考え方も成り立つと思うので、集落を代表する地点にすると、結果的に離れてしまうと思うのですが、そのように判断した根拠を教えて欲しいということが、質問の意図です。

[事業者]

すいません、少し方法書の表現が悪かったと思うのですが、考え方としては、集落の中で、一番事業地に近い所を設定しているという意味になるのですが、これをさっと読むと、「代表する地点」というところで、誤解を与えてしまったのではないかと思います。

集落の代表として、真ん中を取ったのではなく、代表して風車に近い点を設定しているということで、表現をもう少し詳しく書いた方が良かったかもしれませんが、意味としては、おっしゃられた通りで、一番事業地に近い所を、その集落の代表として選定しているという意味です。

[平井委員]

すいません、私はこれを読んで分からなかったので、記載を改めてもらえると有難いです。

[会長]

では、そのように対応をお願いします。

[事業者]

分かりました。

[由井会長]

それでは、続けます。

はい、高根委員。

[高根委員]

今のご質問に関連して、272 ページの地図の中に、「住居である可能性が高い建物」というものが、肌色っぽい色で示されていますが、これは、どのような基準で、印を付けたものなので

しょうか。基本的な質問で申し訳ないのですが、お願いします。

[事業者]

こちらについては、住宅地図等を確認致しまして、所有者が明確であるところに、印を付けたものでございます。

[高根委員]

それは、今地図の中で肌色で塗られているところが、確認が取れているということでしょうか。単純に、例えば、二戸市の辺りとか、建物が紫色で塗られていますよね。そこは、今仰った基準では、住居であるかどうか確認が取れないということなのでしょうか。

[事業者]

肌色で塗られている部分については、事業地から2kmの範囲内で調査しまして、住宅地図で確認が取れたところに色を塗っております。

[高根委員]

分かりました。それでは、そのように表記して頂ければと思います。

確認が取れなくても、もしかしたら、人が住んでいる可能性がある建物もあると考えてもよろしいのでしょうか。例えば、図の中では、県北青少年の家の近くの「環境9」の近くの建物に色が付いていますが、その辺りは、人が住んでいるかどうかは分からない、住んでいる可能性もあるという解釈でよろしいのでしょうか。

[事業者]

可能性もありますので、詳細に調査を進めていきたいと考えております。

[高根委員]

意見になってしまいますが、人が住んでいる可能性のある所、特に事業地の近くは、正確に把握していただきたいと思います。

それから、青少年の家について、先ほどご説明がありましたが、ここは、人がいるところという意味では、どのように考えているのでしょうか。住居ではないかもしれませんが、人がたくさんいるという意味では、騒音、振動の影響について、十分に考えるべきではないかと思われるのですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

[事業者]

環境配慮上は、扱いとしては住居の可能性のお話をこちらではしておりますが、そちらにつきましては施設ですので、住居ではなく、宿泊施設ということで、人が訪れる所ということで、騒音に関しては、配慮の考え方は同じかもしれませんが、そういう意味で、なるべくこの近くには、風車は建てない方向で検討しているところです。

この部分については、風車の間隔を開けて配置するように検討しております。

[高根委員]

もう一つだけ質問があります。

今仰った回答の中にあるのですが、風車の配置というのは、どのくらいの時期に決定するのか、見通しがあれば教えて頂きたいのですが。

[事業者]

現在、風車を建てる際の基準が厳しくなっておりまして、そういう意味で、どのメーカーの風車を使うのか、といった選定が、すぐに出来ない状況にあります。

この事業は、前倒しの環境調査を実施しておりませんので、準備書を出す段階、きちんとした計画が出来上がる段階では、お示しできると考えておりますが、現在、方法書の段階ですので、しばらくは時間がかかるということで、風車の方もこの間に改良されて、性能が良くなって使えるとなったり、風車の大きさによって、間隔を広げたり、狭めたりと変わってきますので、今は、まだ具体的にそこまでは進んでいない状況ですので、しばらく時間がかかると考えております。

[高根委員]

はい、分かりました。ありがとうございます。

[由井会長]

それでは、希少種以外で、意見も含めてありましたら、よろしくお願いします。

コウモリに関しては、ここを出して頂いて構いません。

[島田委員]

まさに、コウモリの意見なのですが、事前の意見を出し忘れてしまったのですが、まずは、一般の方のコウモリに関する関心が高いですので、方法書の 280、281 ページに、コウモリ類の調査方法が書いてありますが、残念ながら、これでは、調査努力が足りないのではないかと思います。

色んな意見がありましたが、今私が必須条件だと考えている調査方法が 3 つあって、1 つは、バットディテクターによる任意調査、それから捕獲調査、捕獲は、ハーブトラップと、かすみ網を組み合わせたほうがよいということが指摘されています。

それと、これは、敷居が高いかもしれませんが、音声記録型のバットディテクターを付けて、継続的な音声モニタリングを行うことが必要だと思います。

それを行うことによって、鳥のように正確な衝突リスクは推定できないのですが、衝突の可能性を考慮することは出来ると思いますので、昨今の状況を考えると、この 3 点は、是非やって頂きたいと思います。

音声記録型のバットディテクターは、出来れば、樹冠の低い所と、樹冠高以上の、実際のブレードが回る高さの両方の音を、数箇所ですらう必要があると思います。

大変だとは思いますが、意見として言わせて頂きます。

併せて、コウモリ調査の際には、コウモリが確認された時の、風速、風向、天気、月齢なども同時に記録して、準備書段階では報告していただくように、お願いいたします。

そうすると、実際にバットストライクが発生した後に、どのような条件だとコウモリが飛びやすく、どのような回避措置を取ることができるのかという、事業者にとっても有益な情報となると思いますので、そのような記録を一緒に取るようにしてください。

[会長]

コウモリについては、一般の方からの意見に対する回答のところ、事業者がこうしたいということが書いてあるのですが、通称、アナバットといわれる機械は、調査では使うということですか。

[事業者]

申し訳ありません、今日は、調査の担当者がおりませんが、折爪岳南Iで、既に、前倒して調査を実施しておりますが、事業者としては、それに合わせた形で、その際には、風況塔の上の方に、音声を記録する機械を設置して調査を実施しておりますので、地点は限られてしまいますが、風況塔を使って調査を行うことは、必須になってきたのではないかと感じておりますので、そのような対応をせざるを得ないかなと考えております。

実際には、環境省などから、このような調査が望ましいといったような方針が出てくれば良いのですが、今は、そこまできているのか、いらぬのかといったことが、事業者としては分からない状況ですので、調査スペックが多すぎるのか、少ないのかといったところは、本来は、行政の方でも、そのような判断をして頂けると、もっと良いのではないかと考えております。

[会長]

前回の審査会でも、コウモリについては、調査手法、解析手法が確立していないので、早く、環境省などで、考えをまとめてほしいという要望を出すこととしておりました。

私も、東京で開催された他の色々な委員会で、環境省の方にも、席上、申し入れを行ってありまして、環境省では、各関係部署に伝えて対応すると言っておりました。いつになるかは、分かりませんが、いずれ出して頂けると思っています。

ただ、こちらは、もう事業を進めておりますので、すぐに調査をしなければいけないでしょうから、既に、コウモリに関する意見が、二十数件出ているわけですが、その中でも、人によって意見が一致しない部分もあるのですよね。なので、どれを取って良いのかが分からないですよね。

特に、アナバットですが、私は鳥の研究者ですが、多分、衝突確率の方は、鳥も、コウモリも共通する部分だと思いますので、関心を持っておりますが、まず、風況観測塔のトップに付けるのか、中間に付けるのかですよね。トップは60mですよね。これは、航空法上の制約でほぼ決まっています。トップは中々難しいのですが、これまで、岩手県内で実施されたアセスでは、50m、30m、10mのところにつけている事例があります。

ただし、50m付近にバットディテクターをセットしても、感知範囲が、普通は30mなので、80m付近までしか感知できず、やっとなセルの付近までしか到達しないのですよ。最新の高い機械だと、50mまで感知すると言われてはいますが、それでも100mですので、この案件では、これから機種を選定をするとしても、最大137mなのですよね。そうすると37m足りないのですよ。それでも、アナバットをしてくださいという非常に強い要望があるので、類似のものを

やるとしますと、今度は、到達しない高さの部分が抜けているのではないかと、といった意見が来る可能性があります。

そうなる、果てしないので、現在入手可能な手法を用いて、フィックスしなければならないと思います。それが一つです。

もう一つは、専門家が意見を述べている中で、ライトを使って調査した方がいいのではないかという意見があるのですけれども、一般の方の意見ですと、ライトだと虫が寄って来るからナンセンスだと言っているわけですよ。しかし、最近の2、3千円で売っている、LEDの強力なライトは、200とか、300mは届くのですけれども、LEDは紫外線をカットしますので、虫は、通常のランプよりも遥かに少ない数しか飛んでこないのですよ。これは、色々な実験でわかっているわけですよ。逆にコウモリは負の走光性がある、ライトがあると避けるのですよ。どの程度のライトで、どの程度避けるのかは明確ではないのですが、そういう性質があると、ライトを当てると避けて来ないということがあります。

ただし、通常、昔からですが、哺乳動物を、夜に調査する時は、赤色ライト、あるいは、赤色セロハンで隠して、調査しなさいとなっているのですよ。

現実では、LEDライトで、赤色ライトが、もう売っていますので、そういうものを使って、一つ一つクリアしてやっていくのがいいのではないかと考えています。

アナバットは、自動感知するのですけれども、非常に、対象空間、認知空間が狭いです。それから、認知したものを衝突確率までもっていきのは、まだ、かなり技術的には難しいです。多い少ないは分かるのですよ。相対頻度はわかるけれども、それを衝突確率までもっていきモデルはまだないです。

それから、私がもう一つ気にしているのは、風況とか、気象観測塔には、私が見た限りでは支えるために、32本のワイヤーが張ってあるのですよ。だから、高い所に行くほど超高密度にワイヤーが張られています。それを避けるために、コウモリは余計鳴いて、何回か飛ぶうちに、そこを諦めて来なくなる可能性があると思うので、風況観測塔、希少観測ポールに、アナバットを付けて、本当に正解が得られているかどうか、ちょっと疑問なところはあるのですよ。そういうように、まだ沢山課題はありますので、出来れば、コウモリ研究者や、環境省と一緒に早く正解を見つけて欲しいと私も考えています。

ライトは、オーソドックスな方法ですけれども、最も完璧に、上空が見えます。私も、実際にライトを当てて、コウモリが飛ぶのは見えています。事業者の一部でも、実際にやっていて、20頭程度は、観測していますので、見えることは確かです。そうすると、実際の空間飛行密度が出てきますので、衝突確率にすぐもっていきけるのですよ。だからどちらを取るかです。

それから、もう一つは、気象観測塔は、せいぜい3箇所か、4箇所にしか建てません。おそらく固着してあるので、動かさないのですよ。そうすると、重要な点が、新たに見つかった時に、簡単に動かさないから、調査が延びるか、出来ない。その点、ライトは、どこにでも走って行って照らせますので、非常に簡単に稼働出来ます。そういうふうに考えています。

完璧とは言いませんけど、将来、上が見えないから駄目だとか、不具合を指摘されるよりは、上まで見える簡単な装置でもいいから、空間飛行密度を抑えていた方が、早いと思っています。

意見も含めて出しましたけれども、事業者には、出来る範囲で、努力して頂きたいと思っています。

それでは、それ以外に、稀少種以外につきまして、意見がありましたらお願いします。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、稀少種以外は一度終わりました、これから、稀少種について検討致しますので、一度、非公開にして下さい。

(事務局が、傍聴者を室外へ誘導しました。)

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは、再開致します。

これまで論議して参りましたけども、稀少種以外で、更に追加のご意見等はございますか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。

では、一つ私の方から。

最近、よく環境省や、経済産業省から、累積影響に関する意見が出て参ります。最初に、ご説明頂いた通り、ここの区域でも、本日の北区域以外に、南のⅠ期、Ⅱ期が控えておりまして、私の鳥の分野で言えば渡り鳥ですね。

水鳥、小鳥を主体に、南北に渡っていただけであれば、一箇所避ければ全部避けることができるかもしれないのですが、東西の移動もありますので、これだけ長く風車基地が建ちますと、やはり、移動経路の障壁になる可能性がありますので、一応、峠とかの重要なポイントは調査されているようですが、その調査と、Ⅱ期の事業における調査の結果を合わせた累積影響を、本日の、この北の案件についても、予測評価出来るように、方法書の中に、多分、一部は入っておりますけども、準備書に向けてしっかりとやって頂きたいと思えます。

これはよろしいですね。

[事業者]

はい。先行している調査でも、広めに調査しておりますので、必要なところを、引き続きご指導頂きながら実施していく予定でございます。

[会長]

はい。お願い致します。

では、他によろしいですか。全体を通しまして、稀少種以外もよろしいですね。

(他の委員からの意見・質問なし)

[会長]

それでは、これまで、各委員が述べられた意見を審査会の意見と致します。事務局においては、これらを踏まえて、本件「(仮称)折爪岳北風力発電事業環境影響評価方法書」に関わる知事意見を形成されるようお願い致します。

以上で、本案件方法書の審議を終了します。事業者の方はご苦労様でした。

[会長]

それでは、休憩を挟みまして、2時25分から再開致します。

(2)「(仮称)稲庭風力発電事業環境影響評価方法書」

[会長]

それでは、議事の二番目、「(仮称)稲庭風力発電事業環境影響評価方法書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(インベナジー・ジャパン合同会社)から、事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとの話がありましたが、よろしいでしょうか。

それでは、事業者から説明をお願いいたします、30分程度でよろしくをお願いします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

それでは、今説明して頂いたうち、2番と、7番と、15番は、具体的な植物の稀少種名が出てきますので、非公開の方で検討したいと思います。

それ以外につきまして、再質問等お願いしますが、鷹嘴委員が先に退出されますので、意見も含めて先にありましたら、お願いします。

[鷹嘴委員]

240ページですけれども、ここに経済産業省の配慮書に対する意見がございます。241ページの上の方に、「重大な影響を避けられない住居等及びその近郊」であるとか、それから、「主要な眺望点からの環境への重大な影響が避けられない区域」、「人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が避けられない区域」、これらについて、下記区域を除外することとあります。

そして、後ろの方の359ページですけれども、この図の中で、住宅部分区域を除外というふうに、そのことで、経済産業省からの意見に対して、この住宅部分を除外するということですよ。

[事業者]

はい。それに関しては、その通りです。

[鷹嘴委員]

それから、この 359 ページの 1 番上の風車、他の図では、確かこれが風車番号が 1 だと思ったのですが、この風車番号 1 から、その斜め右の、ちょっと上の所、青い線の下の所に、紫に見えるのが、これは、住宅なのではないかと思うのですけども、結局、今回、住宅区域部分を除外した所よりも、事業対象区域ではないけれども、風車番号 1 から、この住宅の方が、かなり近い位置にあるのではないかと思うのです。この辺についての配慮といいますか、そういったものは考えていますか。

[事業者]

ご指摘ありがとうございます。

確かに、ご指摘の通り、1 番の風車からの距離というのは、一つ気になる点ではありまして、こちらの方法書で、区域を絞り込む時に、配慮書段階の青い線からは、若干距離を取って、セットバックしたということで、配慮していると考えております。但し、この 1 番の風車と、一番近い民家の間の距離は、確かに、1km 弱でございまして、これにつきましては、現地の調査地点を、集落の方に設けておりますので、調査結果を踏まえた上で、影響度を見ていく必要があると考えておりますし、実際に風車が見える、見えないの景觀に係る部分もありますので、例えば、実際に、フォトモンタージュ等を実施して、影響等を見ていく予定でございます。

もう一点補足しますと、この民家が一番近いというのは、我々も分かっておりましたので、現地に実際行って見て、あまり怪しまれない程度に、この辺を歩き回って見たのですが、この民家のすぐ裏が森になっていまして、木が裏に鬱蒼と生えておりますので、多分、見え方としては、直接風車が見えるような場所ではないということで認識はしております。

[鷹嘴委員]

そうですか。

それからあともう一つなのですけども、327 ページに、人と自然と触れ合いの活動の場の調査地点というのがあるのですけども、これは、事業対象区域内に、キャンプ場であるとか、そういったようなものがあるわけなのですけども、その辺については、どのようにお考えなのでしょうか。

[事業者]

ご指摘ありがとうございます。

確かに、キャンプ場等が区域内にあるというのは、見る方にとっては、大丈夫なのかというのは、ご指摘の通りです。

ただし、こちらのキャンプ場そのものを壊して風車を付けるということは考えておりませんので、直接改変しないというのは、影響はないと考えておりますし、実際に、工事を行う際に、この地域の工事車両の走行の際には、徐行をして配慮するとか、そういった配慮等を行っていく予定でございます。

[鷹觜委員]

分かりました。

意見ですが、先ほどの、風車番号1に一番近い民家、それだけではないのですが、その近辺の住宅への入念な説明といったものも検討して頂きたいなと思います。

説明する際には、より説明しやすくなるような、フォトモンタージュであるとか、そういったものの作成をお願い致します。

[事業者]

実際に、民家に住まわれている方に、直接お訪ねしてということは、中々難しいのですが、地元の地権者様と協議して、そういった家に対して、どのようにやっていくかということ、今後、検討していきたいと思います。

[鷹觜委員]

ありがとうございます。

[会長]

今のキャンプ場の問題は、別の案件でも議論になっておりまして、泊まる人もいるので、稼働時の騒音とか、風車の影とか、そういうことについて、やはり、予測評価すべきだと思いますので、そこは、お願いしたいと思います。

[事業者]

承知しました。

[会長]

それでは、その他の委員の方で、再質問の方を稀少種以外につきましてお願いします。

はい、齊藤委員。

[齊藤委員]

まず、事前質問に対する回答について、再確認をさせて下さい。

まず、1番についてですが、他の事業と重なっている部分がある点につきまして、まず、ここは、他の事業者さんと情報共有が出来ているのかという点と、本事業の方が、先行している事例なのか。その点をちょっと教えて頂きたいです。

[事業者]

ご質問ありがとうございます。

まず、情報共有につきましては、例えば、事業者同士で、打合せの場を設けて、お互いに仲睦まじくとか、そういうことはしてはいないです。

ですから、現状としましては、所謂、公開されている環境影響評価図書を、こちらの事業側

としては、収集して、対応しているという形でございます。一方で、先行されている事業者さんの方からも、こちらに対して、情報交換をお願いします、という連絡は来てはいないです。

[齊藤委員]

稲庭田子風力発電事業は、別の所でやられている事業ですよね。そこと重なっている部分だと思うのですが。その事業と、今回の稲庭風力発電事業、進行状況として、こっちの方が進んでいるのかどうかという、その辺はどうなのでしょう。

[事業者]

現段階で分かっている範囲ですけれども、環境影響評価の手続きとしましては、稲庭田子さんの事業の方が、先に方法書も終えて、今多分、準備書前で、現地調査にも入っておりますので、先行していると考えております。

ただ、風力発電に関わるのは、環境影響評価だけではなくて、それ以外にも、例えば、土木的な計画をどうするのかとか、そちらの方が重要になりますので、その状況がどうなっているのかというのは、残念ながら、我々としては、稲庭田子の方は掴んでいないというのが現状でございます。

[齊藤委員]

事業としては、稲庭田子風力さんの方が進んでいるというお話でしたけれども、例えば、エリアが重複しているような部分がありますけれども、風力発電機の設置外、要するに、汎用道路とかを作ろうとしていますが、道路建設に関しては、同じようなエリアだと、供用出来る方が、自然に対しての配慮になると思うのですよね。ですから、そういうところの情報を、出来れば共有して頂いて、あまり、二本も三本も道路を作らないで、同じ所を使って頂きたいというのがお願いです。

それに合わせまして、今回の事業で、一番上の発電機設置エリアと、その南側にあるエリア、その間に、風力発電機設置検討範囲外という、2本南北に設けられていると思うのですが、ここは、2本必要なのでしょうか。その必要性を、ちょっと教えて頂きたいのですが。

[事業者]

今ご指摘頂いた、1番北の領域から真ん中、繋がる領域から、2本に分かれているかと思うのですが、現段階でということでお答えしますと、こちらの2本のうち、西側の曲がっているほうの細い区域につきましては、これは、資材搬入用の道路ということで考えております。ここには結構立派なアスファルト舗装の道路がついておりまして、その道路を、もしかすると、一部曲率の関係で、削る必要があるということで設計しております。

一方で、東側の比較的真っ直ぐな領域の方については、聞いている範囲では、送電線、配電線の埋設を行う可能性があるということで設定しておりますので、現段階では、道路を新たに付け足すとか、拡幅をするということは考えてはいない地域でございます。こちら側の細い道ですけれども、一部林道が繋がっておりますので、既存の道路がある状態です。

[齊藤委員]

はい。1番については分かりました。ありがとうございます。

続いて、10番についてなのですが、先ほどの説明で、道路端での大気質の調査地点の説明を受けたのですけども、もちろん、「夢実る保育園」と同じ道路にあるので、予測が、ほぼ一緒だというのは、よく分かるのですけども、なぜ、そこではなくて、「PM.02」という場所なのか。

例えば、住居として一番近いとか、あるいは、交差点があるだとか、もう少し、なぜそこなのか、そこは「夢実る保育園」で調査を行うよりも、そこの方が良いと判断した理由を聞きたいです。

[事業者]

ご質問ありがとうございます。

今、ご指摘頂いた通り、こちらの大気質の沿道の調査地点については、沿道沿いで、尚かつ、集落がある地点ということで、いわゆる民家、住居がある所を優先したというのが考え方です。

[齊藤委員]

では、道路の中で、民家に一番近い場所という考え方ですね。

[事業者]

そうです。

[齊藤委員]

はい。分かりました。

[会長]

よろしいですか。

では、他に再質問等はないですか。

はい、鈴木委員。

[鈴木委員]

2番と14番について、追加の質問なのですが、2番については、調査も、もう既に実施されているということです。それから14番については、詳しく調査地点の選定方法とかを、お答え頂いています。凄く簡単な質問なのですが、これらの回答がどうして方法書に書かれないのかというのが疑問です。書いて頂ければ方法書として、ずっと分かりやすいものになるかと思うのですが。そこをお願いします。

[事業者]

ご質問ありがとうございます。

実は、調査を実施した時期というのが、こちらの回答にもありますように、ちょうど、昨年の夏、8月から10月にかけて、調査を実施しておりまして、実際に、その調査結果が取りまと

まったのが昨年末ぐらいですので、正直に言うと、方法書の公告縦覧が始まる時期と、ほぼ同時並行で、植生調査を行っていたので、こちらの方の掲載が間に合わなかったということでございます。

[鈴木委員]

この内容について、調査をすること自体が決まったのが、ぎりぎりだったということですね。

[事業者]

はい。そうです。

[鈴木委員]

分かりました。

もうひとつ、16番についてです。

こちらで、ご見解としては、新規で整備する道路の幅員は数m程度なので、樹林地帯としてのまとまりが確保され、生物への影響も大きな支障はないと回答されているのですが、この見解が普及してしまうと、今後困ったことになりかねないので、ちょっとしつこくなりますが、意見も交えて述べておきたいのです。一般的な知見として、幅員3mから6mというのは、林道でも、森林の物理的環境に明らかな影響があるということは知られていると思います。温度とか湿度とかですね。林道周辺数十mに渡って、物理的な環境が変化すると。それから幅員数m的林道でも、建設された場合と、ない場合では、生物多様性には明らかな影響があるということも知られている事実だと思います。

確かにここに書かれている通り、大型動物の移動については、数m程度の林道であれば恐らく大きな支障はないと思われるのですが、それ以外の森林の環境、あるいは生物多様性については、はっきりと影響があるというのが一般的な知見だと思いますし、そういう認識は、恐らくお持ちだと思います。

具体的に言いますと、例えば、林道が建設されることで、外来種が侵入してくるのは明らかですし、爬虫類とか、昆虫とか、植物相には明らかな変化があるということも、予測が出来ます。

ですので、次の生態系への影響に関するところになりますが、「上位性及び典型性の観点から抽出した注目種」だけの環境影響を評価するのだけでは、森林を分断する、連続性を損なう事による生態系への影響は、評価したことにならないと思います。不十分というか、全く評価したことにならないと考えます。

今後、緑の回廊みたいな所で風車の建設計画が出てくる場合、この事例はある意味、参考事例になりかねないので、敢えてきつめのことを申し上げているのですが、評価の手法として、「上位性及び典型性の観点から抽出した注目種」への影響を評価するだけでは十分と言えないというふうに考えます。

じゃあどうしたらいいのかというのは非常に難しく、特に現在の環境影響評価の手法では、生物多様性への影響評価というのは殆どなされていないので、前例もあまり多くないということで、難しいことを要求しているということにはよく分かっているのですが、ぜひ一般的な知見に基づいて、もう少し踏み込んで評価をして頂きたいと思います。これは意見ですが、

とりあえず以上です。

[会長]

では、今の再質問に対して、事業者回答はございますか。

[事業者]

ご指摘ありがとうございます。

確かに、ご指摘の通り、狭い道路でも、付けると森林の周囲の環境が変わって、影響が出るのはご指摘の通りだと認識はしております。

今後の、実際の調査を踏まえた上でということになるのですが、こちらの緑の回廊については、既に、アスファルト舗装の道路も、取り付けられている場所もございますので、全く手付かずの地域ではないということと考えておりますので、では、その手付かずの地域が、どのような状況かということも踏まえて、今後、事業計画の方を進めて参りたいと考えております。

それともう一つ、ご指摘頂きました、生態系の評価方法ですが、これは、非常に難しいご指摘を頂いたと思っております、ご承知の通り、生態系そのものを、きちんと定量的に、完璧に網羅的するというのは、難しいというか、まず不可能と言うとちょっと言葉が強いですけども、そのようなことは、ご認識して頂けるのではないかと思います。

生態系全部を、完璧に評価するのは難しいので、環境アセスメントにおいては、上位性、典型性といったことに注目して、注目した種が、そこで生息出来るのであれば、この地域の生態系は保たれる、という考えで行っているというのが通例かと思えます。

それ以外となると、実際に我々としても、じゃあこういうふうにやったらいいのではないかというのは、現段階で、お答えできるものはないのですが、これにつきましても、通り一辺倒の回答になるのですが、専門家の先生のご助言を頂きながら、何か良い方法がないかということを探っていきたいと考えておりますし、ただ一方で、これまでの事例にない、新たなことを実施するということによって、その方法はどうなんだということ、また違った観点から、ご議論頂くと、また本来の事業とは違う観点の議論になってしまう恐れがあるというのはあります。

改めますと、方法書段階でも、生態系の先生には、ご意見頂いた上でまとめているのですが、また再度、専門家の先生にご意見頂いた上で進めていきたいと考えております。

[鈴木委員]

ありがとうございます。

今のご回答について更に言うのであれば、懸念しているのは、道路の無い場所に道路を建設することです。既に道路があるところについて、問題視しているわけではありません。そこは整理して頂きたいと思えます。

それから、通例のアセスでは行われていないということで、確かにその通りなのですが、緑の回廊に風車を建てること自体が、通例にはない事業計画なのではないかと私は思うのですよね。他に事例があれば教えて頂きたいのですけれども、通例ではない所に、通例ではない計画があつて、その評価ということで、前例の無いものなのかもしれませんが、その上の意見ということで考えて頂ければと思います。

[島田委員]

関連してよろしいですか。

[会長]

どうぞ。

[島田委員]

私も、特にタービンの51番から60番の、146ページ等にある、緑の回廊を、ほぼ縦断する部分の地域の計画については、鈴木委員と同じように、非常に懸念を持っています。

私は、東北森林管理局の、保護林の検討委員もしているのですが、保護林の指定解除をする際には、計画書が出てきて各委員に諮られます。

まず一つお聞きしたいのは、そういう管理局との協議が、既にされているのかということと、今まで出てきた中で、風力発電関連は、直接かからないけれども、緑の回廊の脇、100mくらいの所に出来て、タービンが、ちょっとだけ緑の回廊の上空にかかるという事例がありました。それでも、すったもんだの挙句に、許可になったのですが、そういう事例がありましたので、こういう案件が、すんなりと、保護林管理委員会に挙がってくるのが想像出来ないくらい、大きな改変だと思っているので、まず、管理局とお話をされているのかということから、お聞かせ頂ければと思います。

[会長]

お願いします。

[事業者]

森林管理局が管理している国有林の部分には、風車は建てないことにしております。

[島田委員]

国有林だけではなくて、民有林も緑の回廊に含まれますので、そこも含めて国有林としては、一応、管理の対象となっています。

なので、そこも含めて、国有林には、一切手が入らないのかということも、これだけでは分からないですが、一切、その辺は、管理局とは協議されていないということですか。

[事業者]

協議はしております。

風車を建てる場所については、民有林の中に全部、基礎が入るような計画をしまして、羽がもしかしたら、国有林の中に入るかもしれないという計画にしております。

[島田委員]

管理局さんは何と仰っていますか。

[事業者]

管理所の方が、管理局から言われているのは、国有林の中の緑の回廊には、風車を建てない

で欲しいということは言われております。

[島田委員]

分かりました。

[会長]

ページ 146 に、緑の回廊があります。今問題になっている、60 から 51 のところは、国有林の緑の回廊と、民有林の緑の回廊の間になっているのですよね。

東側の民有林の緑の回廊の中には、かなりたくさん風車の設置が予定されていて、今検討している国有林と民有林の境目の所は、まさに、その境目に建つけけれども、民有林側に配置して、国有林にはブレードの上、回転する部分が入るというお話でした。

ただ、緑の回廊は、青森、岩手、秋田の三県から、私がいた法人に委託されて、緑の回廊の幅が狭い場所に、民有林の幅を加えて、わざわざ広く造ったのですよね。だから、ここは、一体的に緑の回廊として機能させる必要があるもので、この真ん中の境目を保護したり、或いは、民有林の緑の回廊の中に、多数の風車を配置することは、本来望ましくないのですよね。

他の案件では、緑の回廊は、完璧に外して、この近傍で風車を配置をしているのですよ。

まず、事業者は、国有林は協議している、県とも協議しているということですが、この民有林の緑の回廊は、市町村も関連しているのですよね。市町村と協議はしていないのですか。

[事業者]

市町村の方とは、まだやっておりません。

[会長]

市町村とも、やる必要がありますよね。

[事業者]

今後、市町村とも協議していきます。

[会長]

生態系にどう配慮していくかということで、既存の道路を、なるべく使うというように、経産大臣からの意見に対しては、お答えになっているのですが、今、鈴木委員も仰られましたように、まず、新設の道路は通さないという前提で、既存のものを使うという方向で、回避・低減を図る必要があるというふうに思います。

もう一つは、これからの調査次第ですが、空中を飛ぶ動物も、沢山おられますので、それが、どこかの境目を通っていれば、両方とも影響が出ます。民有林でも、国有林でも影響が出る可能性はあります。

だから、その結果次第で、配置も変わる可能性がありますので、その調査は、しっかりやって頂きたいので、その際に、ここでは、レーダーによる調査が入っていないのですが、最近、環境省や、経済産業省の NEDO 等で、色々なワーキンググループがあって、レーダーを使ったり、動物、鳥類による、メインの渡りコースはどうなのかという、小鳥と水鳥、猛禽類につ

いては、出ているのですけども、それ以外、コウモリについては、まだ全く見ていないのですよね。その辺については、いずれ充実する必要があると考えています。

その際に、周辺に、あと二つの事業者が入る予定になっていて、全体では、200 基以上になるとは思いますけども、かなりの風車がこの辺に建ちます。まあ、岩手県としては、この辺りは比較的安全ということで、事業者にご推奨のエリアなのですけども、これだけ沢山来るとは、ちょっと、予期していなかったと思いますね。

そういうことで、経産大臣意見にもありますが、累積影響を、まずは、しっかり見る必要があるということで、そのためには、事業者間で、やはり相談されて、十分トータルとして、環境影響を低減するための、風車の配置や、立地について、緑の回廊も含めて、協議して頂きたいというふうに思います。

コウモリについては、また後でやりますので、とりあえず、緑の回廊についての私のはの考えは、以上です。緑の回廊に関しまして、他にございませんか。

よろしいですか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、それ以外に、稀少種以外で再質問、意見も含めてありましたらお願いします。

はい、どうぞ。高根委員。

[高根委員]

風力発電機についてなのですけども、7 ページ目に諸元が載っていますが、現段階では、具体的な機種は、決定していないと見ているのですが、出力は、1 台あたり、2000kw から 2300kw の範囲だと。

表の 2.2-1 ですが、外形といいますか、直径とか、ハブの高さなどは、「約」と付いていますが、あまり、変わらないと考えてよろしいですか。

[事業者]

はい。そうです。殆ど同じです。2000kw から 2300kw の範囲と、ほとんど同じになります。

[高根委員]

今、お考えの候補の中の、どれかから決定すると考えてよろしいですか。

[事業者]

はい。そうです。

[高根委員]

これは、何台くらいの候補があるのでしょうか。

[事業者]

現段階では、2000kw と、2100kw と、2300kw の三種類です。

[高根委員]

その三種類で、外形は、そんなに変わらないということですか。

[事業者]

はい。そうです。

[高根委員]

そうですか。分かりました。

あとは、配置の計画は、今後、変更する可能性がある、同じく7ページに書いてあるのですが、今、色々出ていたお話の関係で、変更する可能性も、もちろんあるのでしょうけども、ちょっと、答え辛い質問だと思うのですが、どの程度変わる可能性があるのでしょうか。

この案件の前で、審査していた事業だと、配置は、書かれていないのですよね。ですが、この事業では、配置が書かれているわけですよ。

ということは、何らかのご検討の結果、決定されたのだと思うのですが、決定されていた方が、環境影響の評価というのは、正確に行いやすいと思うので、望ましいとは思いますが、ちょっと口が悪いのですが、結局、こうやって点が打ってあっても、この点は、今後変わる可能性がある、この点はないものとして考えて下さいということなのか、やっぱりこの程度で決まっています、動いても、前後左右、数mくらいのもなのか。その辺りをちょっとお聞きしたいのですが。

[事業者]

まだ、風の調査も継続して行っていますし、環境影響調査も、これから、本格的に行っていくものですので、それによって、変わってくると思いますので、どれくらい変更があるのかというのは、中々難しいものがあります。

[高根委員]

今のところ言えるのは、この辺りに建てることを計画している、それは変わるかもしれないということですか。

[事業者]

そうですね。この近辺ですね。そういうことを考えております。

[高根委員]

分かりました。

もう一つは、先ほどの、委員の事前質問の中で、10番の、保育園の関係のことなのですが、これは、私としては、普通、保育園というと、子供がいて、ある程度、元気に活動しているということで、工事関係車両の交通騒音を測る上では、暗騒音が上がってしまう可能性が非常にあるので、保育園だけで測ると、通行車両の影響はないよ、ということになりかねないので、これはちょっと止めてほしいなと思います。

なるべく、暗騒音の低い所で測って頂きたいなと思います。理想的には、保育園の近くでも測るし、ちょっと、暗騒音の静かな所を地域の中から選んで、交通騒音を測定するというのが

理想的ですけど、どちらかを選べと言われれば、保育園だけでやるというのはちょっと止めて欲しいなと思います。私からは以上です。

[会長]

事業者よろしいでしょうか。

[事業者]

大気質の調査地点についてのご指摘、ありがとうございます。

ご指摘の通り、保育園の周りは、暗騒音、子供や、人の声が入ってしまうというのはおっしゃる通りで、そういう意味では、当初、予定していた住居というのは、人がずっと、基本的には、そこで24時間暮らしている場所ですので、そちらの住居の方で、測定するというところで、進めさせて頂きたいと考えております。

[会長]

他にございますか。

(他の委員からの意見・質問なし)

[会長]

それでは、再質問以外の質問、意見も多少入っても構いませんけども、ありましたら、稀少種以外について、お願いします。

先に、ページ39を、ちょっと開いて下さい。ここに、重要な地形のことが書いてあります。白樺野、高曲原が、重要な地形に該当していますけども、事業者としては、ここは、何らかの規制があると考えておりますか。

[事業者]

ご質問ありがとうございます。

現状では、これによって、何か規制があるとは、考えていません。

もちろん、何らかの協議は、必要だと思っているのですが、現に、この地域は、岩手県の風車が既に建っていたりだとか、牧場として切り開かれて、使われているところでもありますので、全く手を加えてはいけないという規制は、かかってないという認識でございます。

[会長]

はい。分かりました。

累積影響とも関係しますが、例えば、風車のブレード等が白色形であると、ハチ類が寄って来る、ということは欧米では言われているのですよね。それでブレードの色は、なるべくグレー系にして下さいと言うのですけどね。

コウモリの主食の、夜の蛾も、白いブレードに寄って来ると、言われておりますけども、ただ、グレー系にすると、夜、飛ぶ鳥が見えにくくなるという、トレードオフの関係があるのです。夜、飛ぶ鳥は、白い方が見えやすいから、避けやすいのですよね。

そういうことで、ここに、他事業もあって、膨大な数の風車が建った場合の、複合、累積影響が、稀少種ではない小動物にも出る可能性がありますので、そのブレード等の色彩の問題と、景観と、更に、鳥やコウモリが、ぶつからないように、当たらないようにするにはどうすればいいのか、という総合関係についても、方法書段階でしっかり調査して、準備書に反映できるように、努めて頂きたいと思います。これは要望です。

それから、先ほど、ちょっと聞きましたけども、レーダー調査は、ここではやらないということですよ。

[事業者]

今の所は、計画していません。

[会長]

はい。分かりました。

他にありますか。はい。平塚委員。

[平塚委員]

むしろ、事業者ではなく、事務局に伺いたいのですが、なぜ、こうになってしまうのかということなんです。

以前から事業の重複、累積影響の評価ということを指摘していますが、16 ページに、「当該地域で検討中の他事業」とあります。他事業である「稲庭田子風力発電事業」の領域と、今回の「稲庭風力発電事業」は重なっています。そして、今回の「稲庭風力発電事業」の風車の位置は、352 ページの岩手県自然環境保全指針「優れた自然評価図」のA、Bを避けて(重なっている部分もありますが)計画されました。

ということは、「稲庭田子」は、その残りに建てざるを得ません。しかも、先ほどお話があった、緑の回廊とも重なっている部分があります。今回の案件ではありませんが、「稲庭田子」は、そもそも成立するのでしょうか。

つまり、こういう状況になってしまうというのは、本当は、おかしい話ではないのかと思うのですが。

[事務局]

ご指摘の通り、実際に、ご検討頂いた内容の全ては、前提になる可能性、事業計画というのでしょうか、そういったものが現実になった時に、その通りにならなかったという恐れが非常に高いかな、という危惧は持っております。

ただ、現時点では、アセスメントの方が先行しているような所がございまして、実際、底地となります、権利関係といいますか、土地の取引まで担保した上で、アセスメントを行えといった順番にしておりませんので、事業者さんの方から、こういう事業について、アセスメントがしたいと言って来た手続きを拒否することが出来ない、というのが制度上ございまして、ご指摘の部分については、非常に明快な答えが出来ない部分がございます。

今のご指摘を受けまして、我々の方で、どのような交通整理が出来るものなのか、ちょっと考えさせて頂きたいと思いますが、ちょっと、今のお話については、申し訳ありません、この

くらいの回答になろうかと思います。

[平塚委員]

わかりました。

いずれにせよ、もし、次に稲庭田子の計画が出てきた時は、かなり厳しい状況になるということですね。

[事務局]

そうですね。

[平塚委員]

わかりました。

[事務局]

申し訳ありません。この件につきましては、ちょっと、事業者さんもいるところでございますので、こういった機会以外の所で、少し、皆様方と意見交換をさせて頂ければと思っていますので、よろしくお願い致します。

[島田委員]

意見になりますが、コウモリについて、沢山意見が出ていますし、それに対応して、調査して下さいというふうに書いてあるので、念押しになる部分もあるかと思うのですが、まず、ここに書いてある調査努力では、やはり足りないと思います。特に、捕獲調査が、1季一晩3地点というのは、少なすぎると思います。

コウモリの活動は、天候などに影響されますので、最低でも、1回三晩で、当然1季ではなくて、活動している冬以外は、全てということで、3季はやる必要があると思います。

それで、調査地点が、3地点選んであって、310ページに、詳細が書いてあるのですが、いずれも、針葉樹植林の場所で、ハープトラップの地点を、選定されているのは、正直言って何でなのかなと思います。広葉樹の林も事業区域内に含まれておりますので、こういうのは、何で3点なのか、何で6点なのか、というのは難しいですが、少なくとも、各植生を代表するような形で、ポイントを取るべきだと思います。ですので、この点は再考して頂きたいと思います。

そして、様々な意見にありましたように、現時点では、やはり、コウモリの調査に関しては、3つが必須項目だと思います。バットディテクターによる任意調査、捕獲調査、あとは、高高度と、低高度両方の継続的な音声モニタリングが必要になってくると思いますので、それは、検討して下さいと書いてあるので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、色々言いますが、コウモリ調査の際には、コウモリが確認された時の風速、風向、天気、月例等も、合わせて記録して頂きたいと思います。それを、準備書の段階で示して頂くことで、バットストライクがあった場合に、回避措置等を行うための貴重な資料になりますので、事業者にとっても、意味のある資料だと思いますので、ぜひ、そのような形で調査を行って頂きたいと思います。以上です。

[会長]

事業者さんは、コウモリ調査については、結局アナバットみたいなものは、やられるのですか。

[事業者]

コウモリ調査について、補足等させていただきますと、方法書の縦覧に入った後、改めて、こういった住民からの意見として、コウモリについて、多くの意見を頂いておりましたので、それを頂いた後に、コウモリ類の専門の先生に、ヒアリングを実施しております。

そのヒアリングにおきましては、先ほど、ご指摘頂きました通り、バットディテクターを用いての調査というのを、ご意見を頂いておりますので、専門家の先生のご意見、ご助言に従って、調査の方を、実施させて頂きたいというふうに考えております。

これは、確定ではないのですが、専門の先生の意見に従うと、今現在、風況精査を行っているポールがございますので、そちらの方に、バットディテクターを取り付けることによって、上空を飛んでいるコウモリの、音声データを取りまして、それを、解析していくというような調査方法を計画しております。

[会長]

一般意見の方も、そういう方向でやって下さいという要望があるのでね。それは対応していただいて構わないのですが。

ただ、意見の中身も、必ずしも統一されていないので、どれを選ぶか、というのは悩む所だと思います。

それで、この委員会でも、前回、県から、予測評価等については、環境省とか、経済産業省に統一的な手法を早くまとめて下さいという要望を出そうとしているのです。

直接、環境省や、経済産業省のNEDOの職員に、私がお会いした時も、既に、申し込んであるので、対応するような動きが見えつつあります。

ただ、この事業としては、待ってられないので、ある基準で、やらざるを得ないと思うのですが、そこで、色々な意見が出ておまして、例えば、ライト、懐中電灯で、照らすのだと思うのですが、そうすると、蛾が寄って来て、それによって、コウモリの飛翔高度も下がるから使えないという意見が、一般の方からも出ておりますけども、昔のライトですと、蛾が寄ってきますが、今は、LED ライトで、紫外線をカットしているから、蛾は、ほとんど来ないのですよ。多少は、来ますけどね。殆ど来ません。

かたや、ライトを当てると、コウモリは、ライトから逃げますので、コウモリ自身が、捕捉出来ない可能性があります。そこで、従来より、よく用いられている、夜間の調査としては、赤色ライト、赤い色、あるいはセロハンを貼るとかですね、そういう方法がありまして、そのLEDの赤色ライトは、既に市販されています。相当の高度まで届きます。

最終的には、一般意見にもあるように、衝突確率までもっていかなければいけないのですが、アナバット等ですと、衝突確立まですぐもっていくのは、非常に難しいです。

気象観測塔には、支えるために、ワイヤーが32本程、物凄い数が張り付いているのですよね。それを、コウモリが、鳴きながら避けるのですが、最後は、そこを回避してしまっ、むしろ、正常な状態にはなっていない可能性があります。これも実態がまだわかっていません。

それに比べると、ライトですと、今言った方法でやれば、かなり、上空まで補足出来ますので、空間飛翔密度が取れて、計算上、すぐに、衝突確率に持っていけるのですよ。

そういうこともあるので、全てをやるわけにはいかないのでしょうけども、コウモリの専門家と話し合われたということですので、それで進められていくということは、了解致しました。

どこかでフィックスしないと、前に進めませんのでね。コウモリについては、そういうことです。

他に、稀少種以外で、質問や意見は、ございますか。はい、どうぞ。

[平井委員]

素朴な質問なのかもしれませんが、近隣集落への、事業の説明のタイミングに関わるような質問を何点かさせて貰いたいのですが、先ほどの質疑応答の中で、風車番号1から、一番近いお宅までの距離が660m、と書いてあるのですが、このお宅に、説明をするのはちょっと難しい、というようなお話をされていたのですが、まず、それについて、なぜ難しいのか、ということ聞かせてもらいたいのなのですが。

[事業者]

これは、あくまで、私の私見でして、住まれている方の苗字も、電話番号も分からないですし、その方に、突然、訪ねて行って、「すみません、ちょっと風力発電事業の話聞いてください」と言うのも、ちょっと、向こうからしたら、「いきなり何が来たんだ」という雰囲気になってしまうので、そういった観点から、いきなり訪ねるのは、ちょっと難しいのではないかと思います。

ですので、例えば、どういったアプローチの仕方が、一番いいのか、というアイデアは、ちょっと持ち合わせていないのですが、もしかしたら、住民の方が、この事業に対して、話を伺いたいということであれば、それに対して、我々も、説明するというのは、全く問題ないというか、させて頂きたい、というふうに考えております。

[平井委員]

ありがとうございます。

ちょっと、関連なのですが、説明会の方を、こちらの資料では、3回程されているとあるのですが、この説明会の情報については、近隣集落の方には、特に報告、連絡はしていないのかなというのが、今のお話で想像するのですが。

[事業者]

特段、こちらの公告という形で新聞広告に掲載したのと、各自治体さんの広報に、「ここで説明会やります」という形で周知の方はさせて頂いております。

恐らく、この近くの、各自治体の住民が、ちょっと、どういう新聞を取っているのか、分からないのですが、今回、掲載したデイリー東北さんと、岩手日報さんを取っているか分からないのですが、その他の自治体の広報は、届いておりますので、こちらとしては、これらの手段を通して、お伝えしているというふうに考えております。

ただし、その広報を、住民の方が、くまなくご覧頂いているのかというと、ちょっと、そこ

までは、分からないというのが正直なところですよ。

ですので、こちらとしては、全く周知はしていないということではなくて、思いつく限りの手は尽くして、周知の方はさせて頂いております。

[平井委員]

ありがとうございます。

今の回答を踏まえての意見なのですが、この一番近い集落、水亦地区と読めばいいですかね。そこは、騒音調査などの対象地になっているかと思うのですが、騒音調査のポイントというのは、この一番近い家の近くになるのだと思うのですが、そうすると、その時に、説明をするという形、それが、いつの時期になるのかは、もっと、先になると思うのですが、というのは、住民が納得する上で、タイミング的に遅すぎるのかどうかというのが、ちょっと、懸念する所で、よく集落の方に、広報しているから連絡はしているのだ、と言われて、それで納得されない方というのは多いと思いますし、そういう反対運動の論文とかを読んでいても、そういう形が多いと思うのですよね。

方法書を見る限り、事業者さんの方も、この水亦地区に対しての配慮はされているように思うので、調査をするという段階で説明するというよりは、広報で、社会的に広告しているわけですから、調査の前に連絡をした方が、後々、万が一にも、反対運動等が起こることがないのではないかなと思います。

[事業者]

ご指摘、ご意見ありがとうございます。

確かに仰るとおり、広報をくまなくご覧頂いても、日程も限られていますので、「この日に行こうか」というふうには、ならないのではないかと認識は、確かにしております。

確かに、調査直前に話をすると、突然で、びっくりされるということもあると思いますので、この水亦地区というのは、青森県の、田子町との境にある地区になりますので、この辺りにつきましては、今後、田子町の職員の方と、相談した上で、どのように進めていくのがいいのかということ協賛して、考えていきたいなと思っております。

[会長]

よろしいですか。

それでは、稀少種以外は、一旦、ここで締めまして、希少種に関して、いくつか非公開でやりたいと思います。

(事務局が、傍聴者を室外へ誘導しました。)

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

そうしますと、稀少種以外の部分で残っている意見、質問等ございますか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。

それでは、これまで、各委員が述べられた意見を審査会の意見と致します。事務局においては、これらを踏まえて本件「(仮称) 稲庭風力発電事業環境影響評価方法書」に関わる知事意見を形成されるようお願い致します。

以上で、「(仮称) 稲庭風力発電事業環境影響評価方法書」の審議を終了します。

事業者の方は、ご苦勞様でした。

[会長]

予定の議題は以上ですが、事務局から、何か連絡事項等は、ございますでしょうか。

[事務局]

委員の皆様、長時間に渡るご審議、大変お疲れ様でございました。

本日、皆様から頂きましたご意見を基に、それぞれの案件に対する知事意見を作成させていただきますので、宜しくお願い致します。

それから、連絡事項でございますけれども、今後のスケジュール等でございますが、次回の審査会につきましては、委員の皆様とスケジュールの調整をさせて頂いているところですが、第65回技術審査会が、2月9日の木曜日の午前10時から、この場所で開催予定でございます。

その次の、第66回技術審査会につきましては、間が空かなくて申し訳ないのですが、2月20日の月曜日の、午後1時から、場所は、県庁12階特別会議室で開催予定でございますが、それぞれの正式な出席依頼通知文書については、近日中に、発送予定でございますので、出欠のご報告について宜しくお願い致します。

なお、審査案件につきましては、2月9日が、「(仮称) 田野畑風力配慮書」、2月20日が、先程いらっしゃった事業者さんの「(仮称) 折爪岳南(Ⅱ期地区)の方法書」、それから「(仮称) 袖山高原ウィンドファーム事業配慮書」ということで、これは新規案件でございますけれども、こちらの配慮書の2件でございます。

新年早々、複数の事業の図書も送らせて頂いている所でございますし、その他にも、事業者さんから、ドラフトが数件か出てきていますので、年度末に向けて、また、審査の方お願いすることになると思いますので、色々ご負担をおかけしている中で、更にご負担をおかけすることになって、大変恐縮ではございますけれども、引き続きどうぞよろしくお願い致します。

事務局からの連絡事項は、以上でございます。

[会長]

それでは、他になければ、本日の議題は以上になります。

[事務局]

以上をもちまして、第64回環境影響評価技術審査会を終了致します。

お忙しい中、大変ありがとうございました。